情報銀行認定制度における
令和２年個人情報保護法改正への対応

令和３年11月
総務省地域通信振興課
デジタル企業行動室

令和２年改正法の概要

１．個人の権利の在り方

① **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充**する。

② **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる**ようにする。

③ 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できる**ようにする。

④ ６ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。

⑤ **オプトアウト**規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月１日より届出可能。

２．事業者の守るべき責務の在り方

① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合※に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等

② **違法又は不当な行為を助長する**等の**不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

３．事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

① 認定団体制度について、現行制度※に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

４．データ利活用の在り方

① 氏名等を削除した**「仮名加工情報」を創設**し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

② 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

５．ペナルティの在り方　※令和2年12月12日より施行

① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。

② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる**(法人重科)。

６．法の域外適用・越境移転の在り方

① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。

② 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

個情法改正に対応する指針改定のための検討事項

- 「情報信託機能の認定に係る指針ver2.1」（以下「指針」という。）では、情報銀行は、「個人情報保護法を含む必要となる法令を遵守していること」とされる。（指針P.9「認定基準　１）事業者の適格性　②業務能力など」）

- したがって、指針を改定するまでもなく、情報銀行においては令和２年改正個情法の施行日以降、改正内容に対応することが指針の内容となっている。

- そこで、今回は、現行指針に改正法に抵触する規定がないか、改正事項に関連して整備すべき事項がないか、また、改めて指針内で改正事項より詳細な規律や上乗せした規律が必要かといった点を検討したい。

- 以下、前頁の項目の順に確認していく（但し、指針へ影響しないとみられる「３．事業者による自主的な取り組みを促す仕組みの在り方」及び「５．ペナルティの在り方」を除く※。）

※情報銀行の認定主体である日本IT団体連盟が情報銀行事業分野の認定個人情報保護団体となる可能性を否定するものではない。

- 本資料において、条文は特記なき限り令和２年度改正個人情報保護法による。

指針改定事項の検討(「１．個人の権利の在り方」)

改正内容

（１）利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等※にも拡充する（第30条1項、5項）

※他に、利用する必要がなくなった場合、漏えい等が発生した場合

現行指針の内容

情報銀行においては、個人は第30条の定める場合に限ることなく、利用停止、第三者提供停止、消去の指示を行うことができる。

○指針の記載

P.15「認定基準　４）事業内容　③情報銀行の義務について」

・個人が自らの情報の提供に関する同意の撤回（オプトアウト）を求めた場合は、対応すること

P.17「認定基準　４）事業内容　⑤個人のコントローラビリティを確保するための機能について」

③情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止（同意の撤回）

・個人から第三者提供・利用停止の指示を受けた場合、情報銀行はそれ以降そのデータを提供先に提供しないこと

・指示を受けた以降、既に提供先に提供されたデータの利用が当該データの提供を受けた提供先で制限されるか否か、制限される場合にはどの範囲で制限されるかを、あらかじめ本人に明示すること

○改正に伴う指針変更

⇒不要

指針上、消去の請求権への言及はないが、情報銀行への提供に関する同意の撤回の規定を根拠に、消去の請求は原則として（法令上保存を要する場合等を除いて）認められている。

指針改定事項の検討(「１．個人の権利の在り方」)

改正内容

（２）保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする（第28条1項、2項）。

現行指針の内容

情報銀行は、電磁的記録の提供による開示に対応している。

○指針の記載
P.17 「認定基準 ４）事業内容 ⑤個人のコントローラビリティを確保するための機能について」
④情報銀行に委任した個人情報の開示等
・簡易迅速で本人の負担のないユーザーインターフェイスにより、保有個人データの開示の請求（個人情報保護法第２８条に基づく請求）を可能とする仕組みを提供すること

○改正に伴う指針変更
⇒不要
なお、改正に伴い、本人が電磁的記録の提供以外の方法による開示を指示した場合には、情報銀行はこれに従う必要がある。

指針改定事項の検討(「１．個人の権利の在り方」)

改正内容

（３）個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする（第28条5項）。

現行指針の内容

情報銀行では、本人たる利用者が第三者提供記録を閲覧できるようにすることが必要とされている。

○指針の記載
P.17 「認定基準　４）事業内容　⑤個人のコントローラビリティを確保するための機能について」
　②「情報銀行」に委任した個人情報の提供履歴の閲覧（トレーサビリティ）
　　・どのデータがどこに提供されたのかという履歴を閲覧できるユーザーインターフェイスを提供すること
　　・提供の日時、提供されたデータ項目、提供先での利用状況など、履歴の詳細を提供する場合は、その旨を明示すること

○改正に伴う指針変更
　⇒不要

指針改定事項の検討(「１．個人の権利の在り方」)

改正内容

（４）6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする（第2条7項）。

現行指針の内容

開示、第三者提供、利用の停止及び消去のいずれも、「情報銀行に委任した個人情報」を対象としており、短期保存データを含む。

○指針の記載

P.17 「認定基準　４）事業内容　⑤個人のコントローラビリティを確保するための機能について」

③情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止（同意の撤回）

・個人から第三者提供・利用停止の指示を受けた場合、情報銀行はそれ以降そのデータを提供先に提供しないこと

④情報銀行に委任した個人情報の開示等

・簡易迅速で本人の負担のないユーザーインターフェイスにより、保有個人データの開示の請求（個人情報保護法第２８条に基づく請求）を可能とする仕組みを提供すること

P.23 「モデル約款の記載事項　１　個人と情報銀行の間　６）情報銀行の機能について」

・情報銀行に委任した個人情報の開示等

○改正に伴う指針変更

⇒不要

指針改定事項の検討(「１．個人の権利の在り方」)

改正内容

（５）オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を指定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする（第23条2項柱書但書）。

現行指針の内容

情報銀行は、個人からオプトアウト規定により情報を取得することができない。

○指針の記載
P.15 「認定基準　４）事業内容　②個人への明示及び対応」
・以下について個人に対しわかりやすく示すとともに個人情報の利用目的及び第三者提供について個人情報保護法上の同意を取得すること
（以下省略）

○改正に伴う指針変更
⇒不要

指針改定事項の検討(「2. 事業者の守るべき責務の在り方」)

改正内容

（１）漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合（一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する（第22条の2）。

現行指針の内容

漏えい等発生の場合、情報銀行から責任体制及び認定団体への報告義務は定められている。もっとも、本人への通知義務に関する規定はないため、漏えい等告示※に従い本人への通知は努力義務にとどまる。

※個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）

○指針の記載

P.12 「認定基準　2）情報セキュリティ　具体的基準　⑭情報セキュリティインシデント管理」

・情報セキュリティインシデントに対する迅速、効果的な対応のため責任体制の整備、手順の明確化、事故発生時は、速やかに責任体制への報告、対応（復旧・改善）、認定団体への報告などを実施すること

○改正に伴う指針変更

⇒必要に応じて

情報銀行においても改正法における規律にて十分と考えられるものの、漏えい等報告・本人通知の対象となる事態、報告の時間的制限・報告事項、本人通知の時間的制限・通知事項等について、改正法とは別途の規律を設けること（→改正法施行規則第6条の2各号※への追加・変更等）は考えられる。

※「個人の権利利益を害するおそれが大きい場合」につき、要配慮個人情報の漏えい等、財産的被害のおそれがある漏えい等、不正の目的によるおそれがある漏えい等、及び1000件を超える漏えい等の発生又はそのおそれを定める。

指針改定事項の検討(「2. 事業者の守るべき責務の在り方」)

改正内容

（２）違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する（第16条の2）。

現行指針の内容

直接対応する記載はなし。もっとも、提供先の選定・監督に関する規定やデータ倫理審査会の諮問事項に関する規律により、個情法ガイドライン（通則編）※（以下「ガイドライン」という。）に不適正利用として記載されている各事例については、情報銀行において禁止されているものと整理される。

※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月（令和3年1月一部改正））

○改正に伴う指針変更

⇒必要に応じて

義務違反にあたるかどうかはさておき、法改正の問題意識に呼応して一定の行為を制限すべきではないかを検討する必要がある。

情報銀行においては、提供先においても不適正利用をさせないよう規律することが重要である。

違法・不当な行為を助長・誘発する方法や、不当な差別となる恐れのある個人情報の利用禁止につき、改めて宣言的に規定することも考えられる。

また、プロファイリングに関する本検討会での議論を踏まえ、改定内容を検討する必要がある。（プロファイリングに関しては、ガイドラインQ&A※「2-1 個人情報の利用目的」QA2-1（利用目的の特定）にて「いわゆる「プロファイリング」といった、本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理を行う場合には、分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提として、かかる分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要が」ある、とされた）

【参考】「情報銀行」認定申請ガイドブックver2.01（以下「ガイドブック」という。）には、 P.39「5.3.2　プライバシー保護対策の具体的基準　⑨データの最小化」において「利用目的を超えた意味情報（行動の観測、プロファイリング情報等）の抽出を行わないこと」との記載有

※「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａ（平成29年２月16日令和３年９月10日更新）（令和2年改正法関係（未施行））

指針改定事項の検討(「2. 事業者の守るべき責務の在り方」)

○ガイドライン3-2に個人情報の不適正利用として記載されている事例に対応する指針の規律は以下のとおり。

事例1）違法な行為を営むことが疑われる事業者への個人情報提供
事例4）法第23条第1項に違反する第三者提供の実施が予見できる提供先への個人情報提供
事例6）商品の違法性が予見できる場合の当該商品の広告配信のための個人情報利用
⇒提供先の監督に関する規律（P.9「認定基準　1）事業者の適格性　②業務能力など」）
　提供先選定やデータ利用方法の適切性をデータ倫理審査会の審査対象とする規律 （P.14「認定基準　3）ガバナンス体制　④諮問体制）」）

事例2）散在的に公開されている個人情報を集約してインターネット上で公開
事例5）採用選考を通じて取得した個人情報を違法な差別的取扱いのために利用
⇒データ利用方法の適切性をデータ倫理審査会の審査対象とする規律（同上）等
【参考】データ倫理審査会運用ガイドラインには、不当な差別等の可能性を審査対象とする規律等に関する記載有
（P.38 8.2.1. 個人と「情報銀行」間の利益相反等（善行原則　beneficence））等

事例3）事業者間で共有する暴力団員等の個人情報や、対策業務を行う責任者の名簿の開示等
⇒データ利用方法の適切性をデータ倫理審査会の審査対象とする規律（同上） 等
【参考】データ倫理審査会運用ガイドラインには、起こりうるリスクの想定に関する規律等に関する記載有
（P.39 8.2.3. 想定リスクの妥当性・リスク対策の適切性（無危害原則　non-maleficence））等

指針改定事項の検討(「４．データ利活用の在り方」)

改正内容

（１）氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する（第2条9項、第35条の2、3）。

現行指針の内容

対応する記載なし

○改正に伴う指針変更

⇒必要に応じて

情報銀行が仮名加工情報を取り扱う場合に、個情法に上乗せした規律等を導入する必要性はないと考えられる。

もっとも、仮名加工情報は第三者提供できないことから、情報銀行として取得・提供することも想定されないことを指針に記載することが考えられる。

指針改定事項の検討(「４．データ利活用の在り方」)

改正内容

（２）提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける（第26条の2）。

現行指針の内容

対応する記載なし

○改正に伴う指針変更

⇒不要

提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合において、情報銀行から提供先に個人関連情報を提供することは想定されるものの、個情法に上乗せした規律等を導入する必要性はないと考えられる。

指針改定事項の検討(「６．法の域外適用・越境移転の在り方」)

改正内容

（１）日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする（第75条、第42条4項ほか）。

省略

改正内容

（２）外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める（第24条2項、3項）。

現行指針の内容

対応する記載なし

○改正に伴う指針変更
⇒必要に応じて
同意取得時や同等国への提供の際に本人へ提供すべき情報等につき、法令以上の内容を要求することが考えられる。

指針改定事項の検討（その他）

改正内容

（１）個人データの取扱いの委託に関する第23条5項１号につき、「委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない」（ガイドライン 3-6-3(1)）とされるところ、その解釈等がガイドラインQ&A※において明確化された（QA7-41：委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできない 等）。

※「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａ（平成29 年2月16 日令和3年 月10 日更新（令和2年改正法関係（未施行）

現行指針の内容

対応する記載なし。なお、P.13「認定基準　２）プライバシー保護対策」データの最小化等の規律により、情報銀行が委託先となる場合に委託された個人データと独自取得の個人データ等を突合するといった処理は禁止されている。

○明確化に伴う指針変更

⇒必要に応じて

　指針では、情報銀行が委託元あるいは委託先となる場合の規律について必ずしも整理されていないことから、法令やガイドライン、Q&Aの記載を踏まえ、本検討会における従前の議論も参考に、改めて整理することも考えられる。

　なお、提供先が情報銀行を含む委託先に対し個人データの取扱いを委託する場合の規律については、令和3年8月25日付本検討会とりまとめ資料にて整理されている。

指針改定事項の検討（その他）

改正内容

（２）どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、法定公表事項として、安全管理のために講じた措置※を追加する（改正個情法施行令第８条1号）。

※本人の知り得る状態に置く内容として、ガイドライン（通則編）3-8-1では、基本方針の策定、個人データの取扱いに係る規律の整備、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、外的環境の把握が挙げられている。

現行指針の内容

情報銀行が安全管理措置を講じること自体は規定されているものの、かかる措置につき本人が知りうるものとすることは、個人データの取扱いに係る規律等の一部を除き定められていない。

○改正に伴う指針変更

⇒必要に応じて

指針上記載されている安全管理措置 P.11~12 「認定基準 ２）情報セキュリティ 具体的基準 ①～⑯」等につき、公表する旨規定することが考えられる。

また、法令・ガイドライン以上の内容を要求することが考えられる（「外的環境の把握」に関し、外国の制度についての公表等を行うこととする等）。